

第7回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年7月6日(火) 午前9時00分から午前9時40分

2. 開催場所 笠松町役場 4階 大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	5番	岩田	壽
副会長	13番	松原	悟
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	後藤	清
議席	4番	安達	純彦
議席	6番	松原	正孝
議席	7番	奥田	正夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	10番	近藤	秀隆
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	14番	森	幸泰
議席	15番	森	茂信

4. 欠席委員(1人)

議席	1番	奥村	彰朗
----	----	----	----

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	伊藤	博臣
書記	奥村	敬宗
書記	亀井	昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 報告第2号 農地法第4条第1項第8項の規定による届出について

日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長	<p>令和3年第7回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、はじめに、1番の奥村委員から欠席の連絡を受けていることを報告した。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を6番松原委員 14番森委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2 議案第1.5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」事務局へ説明を求めた。</p>
事 務 局	<p>【報告第15号 朗読】</p> <p>借人と貸人は親子関係で転用の目的は分家住宅で、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
7 番 委 員	<p>現地を確認し、土地利用図のような排水計画どおり施工してもらえれば問題ない旨述べた。また、申請書や議案で確認できない部分の代替地の検討や借人と貸人の親子関係などについては事務局に確認したところ事務局で把握をしていることも確認できたので問題ありません。</p>
議 長	<p>事務局、地区担当委員から説明を受けて、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第15号について、原案のとおり許可相当と判断し県へ進達することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第15号は原案のとおりとし、事務局へ県より許可が得られた際は、改めて土地の適正な管理を転用事業者へ伝えるよう述べた。続いて報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局</p>

	へ説明を求めた。
事務局	<p>【報告第1号 朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出がされたものではありますが、後ほど報告第3号で該当地の転用届出が提出されている旨説明した。</p>
議長	<p>事務局からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第2号 朗読】</p> <p>自己住宅への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
13番委員	<p>現地を確認し、計画どおり施工していただければ土砂等の流出の問題はない旨述べた。また、申請地の東側の水路敷きの草について要望しておきました。</p>
議長	<p>事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第3号 番号1～6 朗読】</p> <p>番号1は一般住宅で始末書が提出されている、番号2は土地分譲2区画で売買契約が行われるまで家の建設がない、番号3は宅地分譲2区画、番号4は宅地分譲4区画、番号5は宅地分譲4区画、番号6は一般個人住宅</p>

議 長	<p>の庭への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p> <p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
1 3 番委員	<p>番号 1 については、譲渡人が申請地に家が建設された経緯など何も知らない状態であるため始末書の提出と、今後の譲受人に適切に管理していただければ問題ない旨述べた。</p>
4 番委員	<p>番号 2 については売買契約が行われるまで家を建てないそうなので、土地利用計画図どおり施工していただければ問題ないし、羽島用水土地改良区と交わした条件書も確認できたため問題ない旨述べた。</p>
1 2 番委員	<p>番号 3 については現地を確認し、近隣に農地がないため計画どおり施工していただければ土砂等の流出の問題はない旨述べた。</p>
2 番委員	<p>番号 4 については、開発許可を得ている箇所であり、施工どおり実施をしていただければ土砂等の流出の問題はない旨述べた。</p>
1 1 番委員	<p>番号 5 については、事務局からも説明があったとおり報告第 1 号で届出があった土地を含む 3 筆の転用の届出であり、土地利用計画図のとおり施工していただければ土砂等の流出の問題はない旨述べた。</p>
事 務 局	<p>番号 6 については、担当地区の農業委員が欠席ため事務局より説明。東側の隣接する宅地と北側の高台になっている墓地の境界部分以外にコンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防ぎます。また、南側に U 字溝を設けることで雨水対策の措置もされるため問題はない旨述べた。</p>
議 長	<p>事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了し、令和 3 年度第 7 回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。</p>

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年 8月6日

議長
委員
委員

若田 幸彦
松原 孝
森 幸彦